

平成30年度 滋賀食肉センター増頭対策冷蔵保管施設増築
設計・関連調査等委託

入札説明書

(事後審査型一般競争入札)

公益財団法人 滋賀食肉公社

入札説明書

目次

1 入札に付する事項	3
2 入札参加者に必要な資格	3
3 質問および回答	3
4 入札および開札	3
5 無効の入札書	5
6 入札に係る留意事項等	5
7 落札者の決定方法	5
8 入札保証金・契約保証金	6
9 契約書の作成	6
10 その他必要な事項	6
11 本件調達に関する問い合わせ先ならびに入札書等の提出先	7

【様式】	様式第1号	入札書
	様式第2号	誓約書
	様式第3号	配置予定技術者リスト
	様式第4号	委任状
	様式第5号	競争入札参加資格確認申請書
	様式第6号	役員一覧
	様式第7号	積算内訳書

【資料】	資料第1号	増築設計仕様書
	資料第2号	関連調査仕様書
	資料第3号	契約書案
	資料第4号	方位記号付き配置図(建設想定位置)
	資料第5号	冷蔵庫(1)~(3)位置図
	資料第6号	図「4032」給排水衛生配管配置図
	資料第7号	図「4048」排水配管平面図(1)
	資料第8号	図「4050」排水配管平面図(3)

本説明書は、「平成30年度滋賀食肉センター増頭対策冷蔵保管施設増築設計・関連調査等委託」に係る一般競争入札に参加しようとする者に対し、入札の方法その他入札の参加に必要な手続等を説明するものである。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 平成30年度滋賀食肉センター増頭対策冷蔵保管施設増築設計・関連調査等委託（基本設計および実施設計を一括した業務とする）
- (2) 契約期間 契約締結の翌日から平成31年3月31日まで。
- (3) 業務内容 滋賀食肉センターの冷蔵保管施設増築にかかる設計および関連調査等の業務（「増築設計仕様書」【資料第1号】、「関連調査仕様書」【資料第2号】のとおり。）
- (4) 履行場所 滋賀食肉センター(滋賀県近江八幡市長光寺町1089-4)

2 入札参加資格

本入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、「事後審査型一般競争入札の公告 2」に掲げる全ての条件を満たさなければならない。

3 質問および回答

本件入札に関する質問については、以下の方法により、受付および回答を行うこととする。その他の方法による質問には回答しないので注意すること。

(1) 受付期限

平成30年9月28日（金）まで

(2) 質問方法

「質問票」（様式は任意）に質問内容を記入し、電子メールにて下記あて提出すること。

公益財団法人 滋賀食肉公社 総務課 （澤本・河内）

E-mail ss-center@zb.ztv.ne.jp

(3) 回答方法

質問者へ電子メールにて回答するとともに、滋賀食肉センターホームページに掲示する。

4 入札および開札

- (1) 本件入札は、事後審査型一般競争入札方式によるため、入札参加者またはその代理人は、以下の書類（以下「入札書等」という。）を提出しなければならない

ア 入札書【様式第1号】 1部

イ 誓約書【様式第2号】 1部

ウ 配置予定技術者リスト【様式第3号】 1部

エ 積算内訳書【様式第7号】 1部

- (2) 本入札にかかる様式、資料等は、滋賀食肉センターホームページから入札者が取得するものとする。

- (3) 入札参加者またはその代理人は、増築設計仕様書【資料第1号】、関連調査仕様書【資料第2号】、契約書案【資料第3号】等を熟覧の上、入札書等を提出しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、(6)に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札書等の提出後、仕様書等についての不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (4) 入札参加者またはその代理人は、入札書等を一括して提出しなければならない。
入札書等は密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称または商号）および「平成30年度滋賀食肉センター増頭対策施設増築設計・関連調査等委託に係る入札書等在中」と朱書するものとする。
- (5) 入札書および提案書に使用する言語は、日本語に限るものとし、金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (6) 入札書等の提出期限・場所
ア 提出期限 平成30年10月5日（金）12：00 必着
イ 提出場所 〒523-0013 滋賀県近江八幡市長光寺町1089-4
公益財団法人 滋賀食肉公社 総務課 （澤本・河内）
TEL 0748-37-3917 FAX 0748-37-3927
E-mail ss-center@zb.ztv.ne.jp
- (7) 代理人が入札書等を提出する場合にあっては、入札書等と同時に入札権限に関する委任状【様式第4号】を提出しなければならない。
- (8) 入札参加者またはその代理人は、入札書等の記載事項を訂正する場合（入札価格の訂正を除く。）は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。
- (9) 入札参加者またはその代理人は、提出期限後に、提出した入札書等の書き換え、差し換えまたは撤回をすることができない。
- (10) 入札参加者またはその代理人の入札金額は、増築設計仕様書【資料第1号】、関連調査仕様書【資料第2号】に定める業務の実施に係る一切の経費を見込んで金額を見積るものとする。
なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (11) 入札参加者またはその代理人は、委託料の請求方法、請求時期等の契約条件を契約書案【資料第3号】に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (12) 開札の日時および場所
ア 日時 平成30年10月5日（金）13：00
イ 場所 〒523-0013 滋賀県近江八幡市長光寺町1089-4
滋賀食肉センター 2階セミナー室
- (13) 開札処理は、入札執行者が、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。（入札参加者の立ち会いは任意）
また、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、日時を改めてくじ引きを実施し、落札候補者を決定する。
- (14) 入札参加者またはその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者またはその代理人となることができない。
- (15) 積算内訳書【様式第7号】は、発注者が提示したものを使用することとし、ファイル保存時に損なわれる機能は使用しないこと。
なお、積算内訳書の確認は落札候補者についてのみ行うが、全ての入札者について提出されたことの確認および必要事項の記入・押印の確認を行う（検算は行わない）。
確認の結果、下記に該当した場合、入札は無効とする。
ア 積算内訳書の提出がない場合。
イ 入札書記載金額と積算内訳書記載金額が一致していない場合。
ウ 積算内訳書に計算間違い、記載漏れがある場合。

- エ 積算内訳書に商号または名称等の必要事項の記入および押印がない場合。
- オ 積算内訳書の金額に加除訂正がある場合。
- カ 積算内容が適当でない場合。

(16) 入札執行回数は2回を限度とする。

(17) 予定価格超過による再入札の取り扱い

ア 予定価格超過のため落札決定しない場合には再入札を行う。再入札の該当者には再入札通知書をメールまたはファクシミリにより通知する。なお、この通知は仮に再入札への参加を認めるものであり、正式な競争参加資格の確認は、再入札の開札後に落札候補者についてのみ行う。

イ 再入札の日程は再入札通知書に記載する。

ウ 再入札の際には積算内訳書および確認資料（以下、「確認資料等」という。）の提出を不要とする。ただし、再入札においては落札候補者となった場合には1回目の入札時に提出した確認資料等を確認することとし、(15)に該当した場合は無効とする。

エ 失格または無効となった者は再入札に参加することはできない。

5 無効の入札書等

入札書等で、次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が提出した入札書等
- (2) 委任状を提出しない代理人の提出した入札書等
- (3) 入札参加者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札書等
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札書等
- (5) 金額、氏名、押印その他記載要件の確認ができない入札書等
- (6) 記載金額を加除訂正した入札書
- (7) 虚偽の申請を行った者のした入札書等
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札書等

6 入札に係る留意事項等

入札においては、以下の事項を遵守すること。

- (1) 入札説明書、増築設計仕様書【資料第1号】、関連調査仕様書【資料第2号】等に規定する事項を遵守すること。また、事務の円滑化のため、当社が指示する事項に従うこと。
- (2) 落札候補者決定後において、入札説明書、増築設計仕様書【資料第1号】、関連調査仕様書【資料第2号】等の内容に関する不明または錯誤等を理由に、異議の申立または提案内容の変更申出を行うことはできない。
- (3) 入札書等の作成等に要する一切の費用は、入札参加者の負担とする。

7 落札者の決定方法

(1) 落札候補者決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

(2) 落札者の決定

落札候補者に対し、競争入札参加資格確認申請書【様式第5号】の提出を求め、当該申請書等の内容を確認のうえ、落札者とするか、またはしないかを決定する。

(3) 落札候補者を落札者としなかった場合、次点の者を落札候補者とする。

(4) 競争入札参加資格の確認

落札候補者は、当会社の指定する期日までに以下の申請書等を提出しなければならない。

ただし、国・官公庁、地方公共団体、その他国公立機関が実施する競争入札参加資格審査を受け、有資格者として資格審査通知（有効期限内に限る。）を受けた者にあつては、当該通知の写しを提出のうえ、落札者決定時における競争入札参加資格が確認できた場合には、以下のウからオにかかる審査および書類提出を免除する。

また、上記の競争入札参加資格審査が滋賀県による場合は、イにかかる審査および書類提出を合わせて免除する。

ア 競争入札参加資格確認申請書【様式第5号】

イ 滋賀県の県税事務所において交付する県税すべてに未納がないことを証する納税証明書

ウ 役員一覧【様式第6号】

エ 全部事項証明書（謄本）現在事項証明書

オ 消費税に未納がないことを証する納税証明書

(5) 落札者決定の取り消し

落札者が、9(1)の期限までに契約書の取りかわしをしないときは落札の決定を取り消す。

(6) 入札結果等の通知、公告

落札者決定の結果はすべての入札参加者へ通知する。

8 入札保証金・契約保証金

全て免除する。

9 契約書の作成

- (1) 落札者の決定により契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで）に契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が契約書の案に記名・押印した後、当公社契約担当者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名・押印するものとする。
- (3) (2)の場合において、当公社契約担当者が記名・押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書および契約に係る文書に使用する言語ならびに通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (5) 当公社契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名・押印しなければ本契約は、成立しないものとする。

10 その他必要な事項

- (1) 入札参加者もしくはその代理人または契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人または当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札説明会は実施しない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 仕様書およびこれに付属する資料については、本件入札に関する事務のためにのみ使用することとするとともに、その範囲内においてのみ複製ができるものとする。

また、これら資料等の使用期間中の取扱いについては十分注意することとし、情報の流出がないよう確実に管理を行うこと。

- (5) 本件入札後は、仕様書、これに付属する資料およびこれらの複製物について、情報の流出がないよう確実に廃棄すること。
- (6) 本件に関する機器および物品等の調達にあたっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（グリーン購入法）に配慮すること。

1 1 本件調達に関する問い合わせ先ならびに入札書等の提出先

〒523-0013 滋賀県近江八幡市長光寺町1089-4

公益財団法人 滋賀食肉公社 総務課（澤本・河内）

TEL 0748-37-3917 FAX 0748-37-3927

E-mail ss-center@zb.ztv.ne.jp